

重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について

和歌山県障害福祉課 在宅福祉班



次第

1. 事業の概要

2. 対象者と支援体制

3. 雇用施策と福祉施策の連携のイメージ

4. 県内の事業の実施状況及びJEEDの助成金の主な支給要件



1. 事業の概要



1. 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援に取り組む企業や自治体を支援するため、国において、雇用施策と福祉施策を連携し、次の取組を実施。

○雇用施策

- ・雇用する重度障害者等のためにサービス事業者に支援を委嘱した企業に対し、(独)高齢・障害・休職者雇用支援機構(JEED)において、その費用の一部を助成。

○福祉施策

- ・市町村がサービス事業者を通じて、通勤や職場等における支援を実施。



1. 事業の概要

○雇用政策

①重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

- ・文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助の委嘱に係る費用
- ・助成率:4/5(中小事業主は9/10)
- ・限度額:障害者1人につき、月13.3万円まで(中小事業主は月15万円まで)

②重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金

- ・障害者の通勤の支援に係る費用
- ・助成率:①と同じ
- ・限度額:障害者1人につき、月7.4万円まで(中小事業主は月8.4万円まで)



1. 事業の概要

○福祉政策

③重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

- 助成金を活用しても支障が残る場合や、助成金の対象外である喀痰吸引、姿勢の調整、食事や給水の介助等や、重度障害者等が自営業者等として働く場合で、市町村が必要と認めた場合に支援
- 実施主体：市町村



2. 対象者と支援体制



2. 対象者と支援体制

○対象者

- ・重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用者

○支援体制

- ・重度訪問介護、同行援護、行動援護のサービス事業者



3. 雇用施策と福祉施策の連携の イメージ



3. 雇用施策と福祉施策の連携のイメージ

○重度障害者等が企業で雇用されている場合

・職場等における支援

①職場介助助成金の対象となる支援＋③その他必要な支援

・通勤支援

②通勤援助助成金の対象となる支援(3ヶ月まで)

＋③その他必要な支援(4ヶ月以降)

○重度障害者等が自営等で働く場合

③必要な支援(通勤や職場等における支援について、市町村が地域生活支援促進事業により支援)



4. 県内の事業の実施状況及び

JEEDの助成金の主な支給要件



4. 県内の事業の実施状況及びJEEDの助成金の 主な支給要件

○事業を利用するには、重度障害者等が居住する市町村で事業を実施していることが必要です。

- ・令和6年度において、県内で事業を実施している市町村は和歌山市のみです。

- ・和歌山市の利用時間

 - 重度訪問介護：月140時間の範囲内

 - 同行援護：月40時間の範囲内

 - 行動援護：月40時間の範囲内

- ・和歌山市の利用者負担額

 - 1割負担(上限額は、生活保護世帯、市民税非課税世帯、所得割の金額により異なる。)



4. 県内の事業の実施状況及びJEEDの助成金の 主な支給要件

○JEEDの助成金の主な支給要件

- ・支給対象者：事業主が常時雇用する労働者で、一週間の所定労働時間（雇用契約における労働時間）が10時間以上である者（10時間未満の場合は、年度内に10時間以上とすることを目指す者）
- ・就労継続支援A型事業所の利用者は対象外です。
- ・通勤援助について、障害者の通勤（公共交通機関を利用する通勤に限る。）の指導・援助が助成対象となります。
タクシー、介護タクシーは公共交通機関に含みません。

